

2025年度税制改正大綱 背景と基本的考え方

賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行

背景

2024年10月の衆議院選の結果、少数与党となった自公政権は、単独では法案を成立させることができません。与党税制改正大綱の公表以降においても、与野党間の政策協議が継続しています。この協議において議論となっている所得税の基礎控除の額は、30年続いたデフレ環境下では顕在化しなかった問題であり、国民の関心が集まっています。

そのような状況下で公表された与党税制改正大綱では、日本経済の成長の歩みを確実に進め、若者や現役世代にも光を当てつつ「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本とし、下記の3点を踏まえ、税制のあり方を不断に見直すことが求められている、としています。

1. 持続的な経済成長を目指し、活力ある社会を構築するための環境整備を図ること。(設備投資の促進等)
2. 若者や現役世代を含め誰もが豊かさを実感できる、質の高い国民生活を実現すること。(所得向上、社会インフラの整備等)
3. わが国を取り巻く厳しい国際環境や国際的要請を踏まえ、いわゆる安全保障及び経済安全保障の強化や地球温暖化対策等に取り組むこと。

基本的考え方

長きにわたるデフレからの脱却が見えてきているという現状認識のもと、賃金と物価の好循環を安定的に実現していくために、**企業収益や個人所得を向上させ、消費を拡大**していくことが重要とされています。

また、わが国は、少子高齢化や人口減少が深刻な状況です。働きたい人が働きやすい環境をつくり、**年齢や働き方に中立で、負担能力等を踏まえた公平な税制の構築**が求められています。

こうした認識の下、「**賃上げと投資が牽引する成長型経済**」への移行に対応し、更に発展させていくための税制改正が最重点事項とされました。

物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除等が見直されます。

また、「**資産運用立国**」の実現に向け、NISAの利便性向上等がなされます。

地方創生や活力ある地域経済の実現に向けて、成長意欲の高い中小企業の設備投資に対し、税制上の措置が講じられます。

経済社会の様々な構造変化に対応し、適正・公平な課税の実現を図る観点から、iDeCoの拠出限度額の引上げ等やグローバル・ミニマム課税の法制化が進められます。

2025年度税制改正大綱 基本的考え方と主な項目

基本的考え方	主な項目
成長型経済への移行	<ul style="list-style-type: none">• 所得税の基礎控除等の額の引上げ• エンジェル税制の拡充• NISAの利便性向上等
地方創生や 活力ある地域経済の実現	<ul style="list-style-type: none">• 中小企業経営強化税制の拡充・延長• 中小企業投資促進税制の延長• 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し・延長• 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の見直し
経済社会の構造変化を 踏まえた税制の見直し	<ul style="list-style-type: none">• 確定拠出年金制度等の見直し• 子育て支援に関する政策税制• グローバル・ミニマム課税への対応• 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置	<ul style="list-style-type: none">• 防衛特別法人税(仮称)の創設• たばこ税の見直し

税制改正 適用スケジュール

	2024年 1月1日	2025年 1月1日	2026年 1月1日	2027年 1月1日	2028年 1月1日	
贈与税 相続税 の改正		2025改正 1. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予(法人版事業承継税制)の特例措置の見直し 2025年1月1日~2027年12月31日				P.5
		2025改正 2. 暦年課税・相続時精算課税制度の見直し 2024年1月1日~				P.6
所得税 の改正			2025改正 1. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化 2025年1月1日~			P.8
		2025改正 2. 基礎控除の見直し 2025年分以後				P.9
		2025改正 3. 給与所得控除の見直し 2025年分以後				P.9
		2025改正 4. 特定親族特別控除(仮称)の創設 2025年分以後				P.10
		2025改正 5. NISA制度の利便性向上等 適用時期未定				P.11
		2025改正 6. 確定拠出年金制度等 の見直し 適用時期未定				P.12
			2025改正 7. 退職所得控除の見直し 2026年1月1日~			P.12
法人税 の改正			2025改正 1. 防衛特別法人税(仮称)の創設 2026年4月1日以後に開始する事業年度			P.13
		2025改正 2. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例 2025年4月1日~2027年3月31日までの間に開始する事業年度				P.13
		2025改正 3. 中小企業経営強化税制の拡充・延長 ~2027年3月31日				P.14
			2025改正 4. 外形標準課税の見直し(減資への対応) 2025年4月1日以後に開始する事業年度			P.15
				2025改正 5. 外形標準課税の見直し(100%子法人等への対応) 2026年4月1日以後に開始する事業年度		P.15